

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が、都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務又は都市再生整備事業支援業務において行う金銭貸付業を収益事業の範囲から除外する。</p> <p>【関係条文】 法人税法第 2 条第 13 号 法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号チ</p> <table border="1" data-bbox="874 862 1492 954"> <tr> <td data-bbox="874 862 1220 954">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 862 1492 954">▲ 313 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 313 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 313 百万円 （ - 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 民都機構が、都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務又は都市再生整備事業支援業務において行うメザニン支援業務を通じて、優良な民間都市開発事業の資金調達の円滑化を図り、都市再生・地域再生等を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 都市開発事業は、事業そのものの目的の実現による効果に加え、経済波及効果も非常に大きく、政策的必要性の高いものだが、一般的に民間金融機関からは時間リスクや採算性のリスクの高い貸付対象とみられており、融資判断も厳しくみられるものとなっているため、公的機関による支援を実施し、これを補完する必要がある。</p> <p>このため、新成長戦略を踏まえ、環境にも配慮した新規の優良な都市開発プロジェクトについて、民間金融機関を補完する観点から、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利による長期的な資金調達を支援する手法として、平成 23 年度に民都機構による都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務（メザニン支援業務）が創設されている。</p> <p>メザニン支援業務の支援対象となる民間都市開発事業は、環境に配慮するなど特に公益性の高いものに限定されるとともに、支援の範囲も公共施設等整備費に限定されており、このような業務の公益性にかんがみ、事業利益の計上が始まる平成 24 年度以降、メザニン支援業務を非課税とする必要がある。</p> <p>なお、メザニン支援業務は、優良な民間都市開発事業への金融支援を行う業務である点において、非課税として取り扱われている民都機構の他の業務と同様のものである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するとともに、経済波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業を着実に促進する。 → 民間都市開発誘発計数 16.0倍（5年間の平均値）
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するとともに、経済波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業を着実に促進する。 → 民間都市開発誘発計数 16.0倍（5年間の平均値）
	有 効 性	政策目標の達成状況	金融機関の不動産業への融資態度の改善を受け、民間主体を通じた資金調達が行われたこと等により、平成22年度単年の実績値では25.1倍、平成19年度から平成22年度までの平均では15.9倍となっている。 民間主体の資金調達環境は改善傾向にあるが、外部要因である経済状況や金利環境の変化が不透明であることから、今後も平均16倍を達成すべく取り組む。
		要望の措置の適用見込み	(適用件数) 1件 (減収額) 平年度 313百万円 (適用事業者) 民都機構
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により民都機構が行う都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務の公益性にかんがみ、これらの業務が非課税となることにより、民都機構による金融支援を円滑に実施することが可能となる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 法人住民税（地方税法第24条第5項、第9項、地方税法施行令第7条の4、地方税法第294条第7項、第9項、地方税法施行令第47条、地方税法第734条第1項） 事業税（地方税法第72条の5第1項第2号、第4項、地方税法施行令第15条、地方税法第734条第1項） 事業所税（地方税法第701条の34第2項、地方税法施行令第56条の22）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務の財源に充てるため、政府保証枠600億円（政府保証債300億円、政府保証借入300億円）を平成24年度予算として要求している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、民都機構が優良な民間都市開発事業に対して金融支援を行うために民間金融機関からの資金調達を確実にを行うためのものであり、本措置は、調達した資金の貸付けを収益事業から除外するものである。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、我が国の活力の源泉である都市における民間都市開発事業の中でも特に公益性の高い事業に対して都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務を実施する民都機構に限って適用されるものであり、都市再生、地域再生等の推進という政策目的のための手段として、的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	これまで民都機構が行う参加業務（85件）、土地取得・譲渡業務（227件）、融通業務（342件）、都市再生支援業務の一部（8件）等に関して収益事業から除外する措置が講じられ、それぞれ優良な民間都市開発事業の推進に寄与してきたところ。
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	民都機構の業務が非課税とされ、優良な民間都市開発事業に対する円滑な支援が実施されてきたことにより、その実施が促進され、良好な市街地の形成と都市機能の増進が図られてきた。 なお、民間都市開発誘発計数は、平成22年度単年の実績値では25.1倍、平成19年度から平成22年度までの平均では15.9倍となっており、民都機構が円滑な支援を実施することにより、民間資金を着実に呼び込むことを通じて、優良な民間都市開発事業の立上げを促進することをもって、地域の活性化を推進している。
		前回要望時の達成目標	優良な民間都市開発事業を施行する民間事業者の資金調達の円滑化を図り、その立上げを促進することをもって、地域の活性化を推進する。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	民間都市開発誘発計数は、平成22年度単年の実績値では25.1倍、平成19年度から平成22年度までの平均では15.9倍となっており、民都機構が円滑な支援を実施することにより、民間資金を着実に呼び込むことを通じて、優良な民間都市開発事業の立上げを促進することをもって、地域の活性化を推進している。
	これまでの要望経緯	新規	